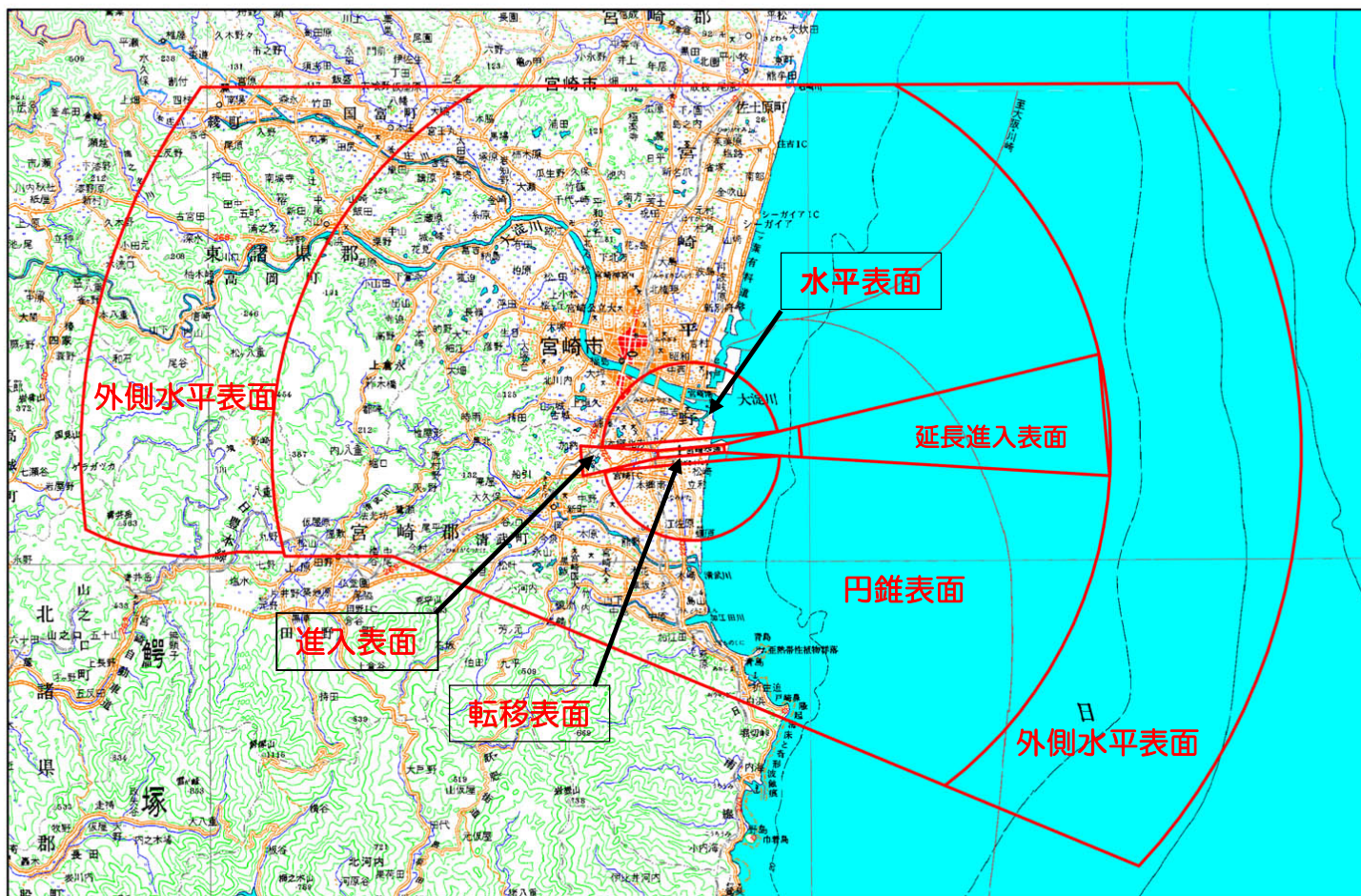


宮崎空港事務所からのお知らせ

宮崎空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成16総複、第819号）」

宮崎空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(上の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面)を設けています。

(法律:航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に宮崎空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 宮崎空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省 大阪航空局 宮崎空港事務所

TEL 0985-51-3223

Email cab-miyazaki-chiiki@mlit.go.jp

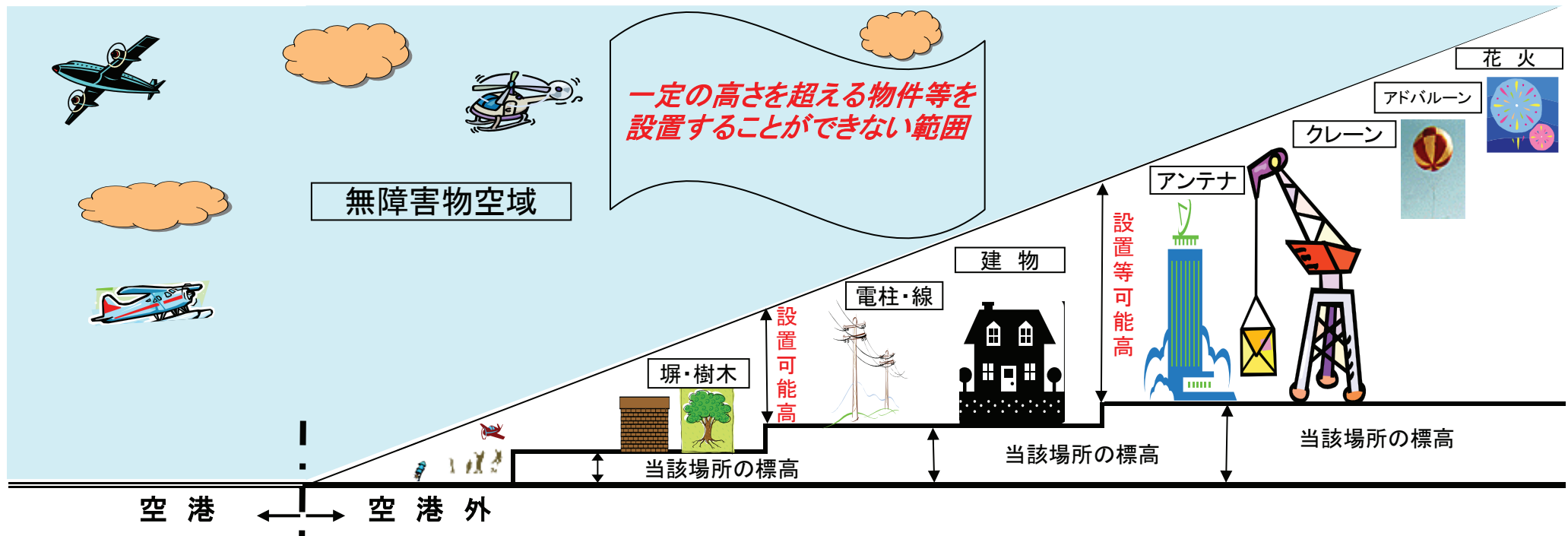
宮崎空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧ください。お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 宮崎空港事務所 TEL 0985-51-3223

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html>

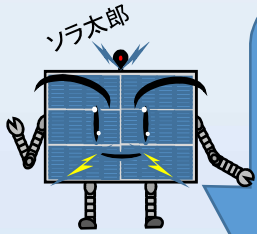
○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

太陽光発電設備設置の際は、 航空保安無線施設等への影響確認 のため、情報提供をお願いします。

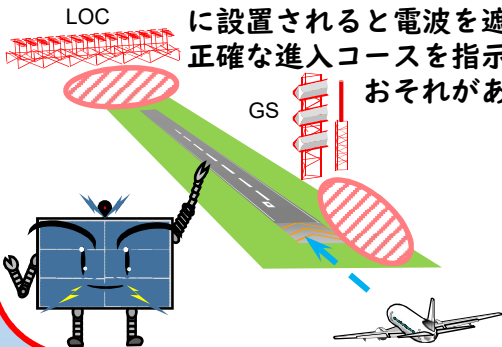


国土交通省航空局では、航空分野の脱炭素化のために空港の再エネ拠点化を推進しています。
 空港内やその周辺には電波を使用した多くの「航空保安無線施設」があり、太陽光発電設備の設置場所や大きさ及び高さによって、この無線施設（電波）に影響を与える可能性がありますので、設置の前にその影響有無について確認していただくようご協力をお願いします。

空港内や空港周辺に太陽光発電設備を設置する場合、
 以下のように航空保安無線施設等に影響を与える可能性
 がありますので事前の確認が必要となります。

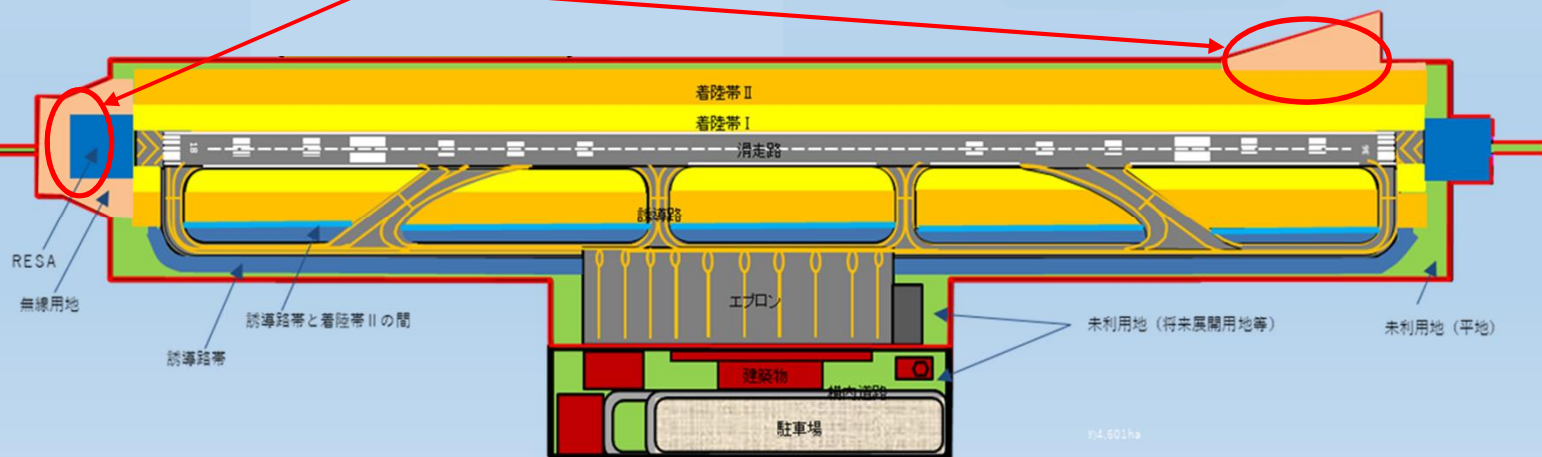
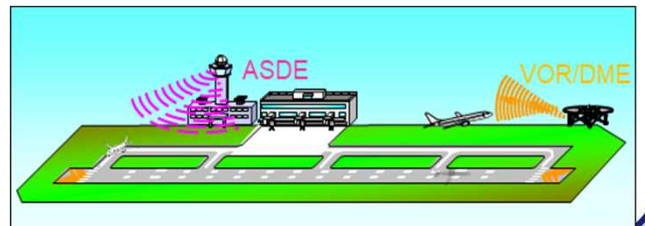
ILS (LOC,GS:計器着陸装置)

この装置は航空機の着陸のために電波で滑走路への進入コースを指示するものです。太陽光パネルがアンテナの前に設置されると電波を遮ってしまい、正確な進入コースを指示できないおそれがあります。



その他の無線施設

ILS以外にも空港内及び空港周辺には様々な無線関係施設が設置されており、太陽光パネルを設置する場所、パネルの大きさや高さによっては、これら施設に影響を及ぼす（電波の障害物となる）可能性があります。



(空港施設の配置イメージ)



情報提供に関する Q & A

設置前に

Q 1 なぜ設置前に情報提供を行う必要があるのですか？

A 太陽光パネルの設置によって空港内や空港周辺にある航空保安無線施設の電波が影響を受けた場合、航空機の運航に影響を与える可能性があるため、事前の確認が必要となります。

Q 3 誰がどのようにして確認するのですか？

A 各空港の航空保安無線施設を管理する航空管制技術官によって確認が行われます。太陽光パネル設置場所から無線施設までの距離などを踏まえ、電波解析（シミュレーション）等を行いながら確認します。

提供後は

Q 4 検討結果はどのようにして確認すればよいのですか？

A 無線施設への影響有無を担当者から回答します。影響有りの場合は、その理由を説明の上、対策等について協議させていただきます。

設置後は

Q 6 設置後に影響があった場合はどうすればよいのですか？

A 例えば、設置後にインバータの故障等によって雑音（妨害波）が生じ、無線施設に影響を与えることも想定されます。そのような場合は発信源の調査や対応についてご協力をいただくこともあります。

Q 2 最初から設置出来ない範囲を示すことはできないのですか？

A ILS（Instrument Landing System：計器着陸装置）空中線の前方域など、明らかに影響を受けると考えられる範囲はありますが、空港内には様々な無線施設が設置されており、太陽光パネルの設置場所や大きさ等によってその影響範囲も異なることから、一概に影響範囲を図示し、範囲外はすべて影響なしとすることが困難です。

そのため、事前に設置位置等の情報を提供いただき、無線施設全般に対する影響の有無を確認する必要がありますのでご理解とご協力をお願いします。

Q 5 影響有りの場合、どのような対応が必要になりますか？

A 例えば、設置場所を無線施設から遠ざかる方向の位置へ変更いただいたり、太陽光パネルの大きさや高さを変更していただくこと等が想定されます。いずれにしても、設置すること自体を排除するものではなく、協議の上で航空機の運航に支障を及ぼさない場所へ設置いただくことを目的としております。

